

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	4	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

国庫補助金等交付要綱における間接補助金に係る記載内容の明確化

提案団体

高槻市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省

求める措置の具体的内容

間接補助金として補助を行う事業について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」とされているが、自治体に浸透が図られておらず、国庫補助金等交付要綱に記載することで明確化することを求める。

具体的な支障事例

こども家庭庁所管の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により、こども食堂運営事業者に補助を行う事務について、従前は都道府県交付金事業を活用していたが、令和3年管理番号 30 の提案事項と同様に、補助事業は3月下旬まで実施される場合があり、事業者からの実績報告の徴取は最速でも3月 31 日になることから、支払行為は銀行振込のため年度内にできず、地方自治法に基づく出納整理期間中としていた。

令和6年度は、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により実施するところ、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（以下「当該補助金交付要綱」という。）に明記がないものの、Q&A で年度内に間接補助金の交付完了が必要と示されていることが判明し、やむを得ず市から事業者に対して年度内に概算払で補助金を交付する見込みである。

しかし、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との見解は、Q&A に記載されているだけで、要綱本文には記載されていない。Q&A は、対象経費の具体例など、個別具体的な内容を記載するものと認識しているが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定される「補助事業等が完了したときは、事業の実績報告をしなければならない」に通ずる「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との内容は、昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡でも示された法上の統一見解であり、国庫補助金等制度のQ&A に掲載する内容ではなく、また過去の事務連絡の周知にとどまるものでもなく、国庫補助金等交付要綱に明確に記載すべき内容であると考えます。

今回は複数の事務担当者の関与により、最終的にはQ&A の内容確認に至り事なきを得たが、Q&A はあくまで要綱の解釈において読み手側の裁量で必要に応じて活用するだけの資料であり、要綱のような必須の資料ではない。したがって、個別具体的な内容確認が不要の場合はQ&A の内容を確認しないケースは大いにあり得る。

このことは、平成 30 年管理番号 65 以降の各提案において、追加共同提案団体も多数あり、連続して同様の提案が上がっていることから分かります。「既存の国庫補助金交付の仕組みが自治体の実情に合ったものではない」ということよりも、間接補助金制度の理解について自治体に浸透が図られていないことが明らかであることを示している。そのため、少なくとも当該補助金交付要綱を含む補助金等交付要綱の記載内容を改め、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」であること等について、Q&A 等の文書ではなく、正式な形で要綱自体に内容を記載することで明確化することが必要ではないか。

なお、当該補助金交付要綱の項番 10 には「・・・必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。」と示されているが、この表現は「できる」規定であることから、主の支払方法は完了（精算）払と認識し得る。しかし、当該補助事業を含め、実際の運用は概算払が大勢を占めている。

ることから実態と合っておらず、自治体側が混乱するような表現についても併せて修正すべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別紙などではなく、交付要綱本体に、市町村の民間団体への補助金交付事務に関する国庫補助金等制度への対応方法や、国庫補助金等交付方法を明確化することで、市町村はこれらを前提とした補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

根拠法令等

昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡「実績に基いて補助金等を交付する場合における精算額解釈について」、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、養父市、奈良県

○国庫補助金等交付方法を明確化することで補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	13	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の減少の届出を行うことができる要件を定めること

提案団体

出水市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法第 35 条第2項及び第 47 条第2項の規定による利用定員の減少の届出について、施設利用子どもの数が恒常的に利用定員を下回る場合や保育士不足等を理由にやむを得ない場合にのみ届出ができるなどの要件を定めることを求める。

具体的な支障事例

待機児童が解消され、少子化が進む中で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、利用定員を減少させ、規模を小さくしようとしており、その手続は、子ども・子育て支援法第 35 条第2項及び第 47 条第2項の規定により届出制のため、施設側で設定することが可能である。

一部の施設から「利用定員を減らした上で定員の弾力化を活用しないと運営費用が不足する」との意見があり、実際の施設利用子どもの数が利用定員を超えていた場合でも法人の経営判断として利用定員を減少させる場合がある。

このことにより、施設側が届け出た利用定員と実際の施設利用の子どもが大きく乖離することが想定され、仮に全く同じ状況の施設であっても設定された利用定員次第で受ける教育・保育給付費の額が異なることにも繋がり、公平・公正であるとはいえない。

（例）3歳児 25 人（保育標準時間認定）が利用する保育所（その他地域）における基本分単価の額（公定価格単価表の⑥の欄）の差

利用定員 20 人を設定の場合：130,760 円／月・人…①

利用定員 25 人を設定の場合：110,040 円／月・人…②

（①－②）× 25 人＝518,000 円／月

※基本分単価のみで、年間 6,216,000 円の差が生じる。

利用定員の増加の場合は、子ども・子育て法第 32 条及び第 44 条の規定により変更の申請をし、職員及び面積等の要件を審査した上で決定するが、利用定員の減少の場合は、届出手続のため、市町村が利用定員と実際の施設利用子どもの数の乖離を把握していても対応ができない状況である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

要件を定めることで、適切な利用定員が設定され、公平・公正な教育・保育給付費の支給につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 35 条第2項、第 47 条第2項
子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
の確認に関する留意事項等について(平成 26 年9月 10 日通知、令和4年3月 23 日最終改正)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、さいたま市、堺市、養父市

○利用定員を減少する際の手続として、届出の際の要件を設けることや定員増加の際と同様の申請制に改めること等、地域における保育需要と供給の実情を勘案して市町村が判断できるようにすることで、保育の受け皿の安定的な供給につながる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	23	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当の受給世帯に対する特定者用定期乗車券の購入証明書交付事務の見直し

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当の支給を受けている世帯に対する特定者用定期乗車券について、各旅客鉄道株式会社から交付された用紙によらない証明とする。

具体的な支障事例

児童扶養手当の支給を受けている世帯から特定者用定期乗車券購入に係る申請があった際に特定者資格証明書（以下「資格証明書」という。）及び特定者用定期乗車券購入証明書（以下「購入証明書」という。）を発行することが定められている。
購入証明書の用紙については、各旅客鉄道株式会社において調製し、都道府県を經由して最終的に市区町村に配布されるが、既に項目が印刷された用紙に氏名住所等の所要事項を記入し、公印及び契印を押したものを特定者に交付するものとなっている。
このことから、主に手書きでの対応とならざるを得ず、間違う可能性があるほか、担当職員の負担となっている。
資格証明書については、各旅客鉄道株式会社において定められた様式を各自治体により印刷し、所要事項を入力等し、公印及び契印を押したものを特定者に交付するものとなっているため、購入証明書においても同様に、各旅客鉄道株式会社において定められた様式を各自治体により印刷した用紙を使用することを可能としていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

担当職員のミスの防止及び事務負担の軽減につながるばかりでなく、都道府県担当者においては、用紙の発送に係る経由事務がなくなり、各旅客鉄道株式会社においては、印刷発送コストの縮減等につながる。

根拠法令等

特定の母子世帯員等に対する国鉄定期乗車券の特定運賃適用の取扱いについて（昭和 43 年 3 月 30 日児福第 11 号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知）、特定の母子世帯員に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度の取扱いについて（昭和 62 年 4 月 1 日児福第 4 号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、相模原市、養父市、佐賀県、大村市

○用紙の発送に係る事務処理がなくなることや、原則年1回のみ発行されるものであるため、不足等が生じた場合に迅速な対応が難しいと考えられる。

○当市においては、証明書の発行枚数が多いことから契印や公印を押印する事務負担が重い。資格証明書と同様に、購入証明書においても、各自治体により印刷した様式を利用するならば、契印の省略や、電子公印等が可能となれば、事務処理負担の軽減につながるため、そちらも一考していただきたい。

○購入証明書は用紙が不足すると県に追加を依頼し郵送していただく必要があることに加え、手書きでの対応とならざるを得ず、間違ふ可能性があるほか、担当職員の負担となっている。

○当市においても同様の事務負担の軽減が見込まれる。

○用紙の発送コストの削減にはつながる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	57	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

家庭的保育事業等の認可申請等と特定地域型保育事業者の確認申請等において重複している手続の合理化

提案団体

江南市、越前市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童福祉法による家庭的保育事業等の認可の申請及び認可を受けた事項の変更等に関する手続と、子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者の確認及び確認の変更に関する手続について、重複する手続を統合するなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

児童福祉法による家庭的保育事業等の認可申請及び子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者の確認申請は、いずれも市町村長に対しなされるものであり、各法施行規則において定められる申請書類に具備すべき事項及び添付すべき書類は、かなりの部分で重複がみられる。また、特定地域型保育事業者の確認申請時には、地域型保育事業の認可証の写しの添付が求められるが、認可証が発行されるのは、通常、施設の整備工事が完了し、保育室等が面積基準を満たしているか確認を受けたあと、年度末間際になることが多く、認可証の発行を待って確認申請を受け付けた場合、年度当初の開設までの数日間に市町村子ども・子育て会議を開催し意見を聴かなければならないことになり、事実上不可能である。

さらに、認可・確認を受けた事項に変更が生じる場合も、申請時と同様、各法に基づく変更手続が必要となるが、例えば、子ども・子育て支援法においては、施設の平面図や事業者の代表者・役員に変更があったときは、10日以内に届け出ることとされる一方、児童福祉法においては、施設の図面や経営責任者を変更しようとするときは、あらかじめ届け出なければならず、変更前後に同内容の届出を同じ市町村長に対してするなど、不要な負担が生じている。

なお、保育所、幼保連携型認定こども園においては、認可申請は、それぞれ児童福祉法、認定こども園法により市町村長を経由し都道府県知事になされるものであるが、子ども・子育て支援法による特定教育・保育事業者の確認申請は市町村長に対してなされ、認可申請、変更等に関し、同様の事務上の重複、齟齬が生じている。家庭的保育事業等と保育所・認定こども園で認可権者（申請書等の提出先）が異なるものの、事業者にとって不要な負担が生じている現状を鑑み、手続の統合又は簡素化を図りたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成及び審査の簡素化による事業者・市町村の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項・第 7 項、第 35 条第 4 項・第 12 項、同法施行規則第 36 条の 36、第 36 条の 37、第 37 条

子ども・子育て支援法第 31 条、第 32 条、第 35 条、第 36 条、第 43 条、第 44 条、第 47 条、第 48 条、同法施行規則第 29 条～第 34 条、第 39 条～41 条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条、第 29 条、同法施行規則第 15 条、第 17 条、第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、上尾市、小牧市、稲沢市、養父市

○通常業務が増え、事務が煩雑化する中で、事業者・自治体職員の事務負担が軽減が図れるのであれば、重複する手続きを統合する等の見直しを検討されたい。

○政令市は認定こども園、保育所の認可も自治体で行うため認定こども園に移行する施設を認可する際は書類・審査事務の量が膨大になるため、重複している項目については簡素化が必要。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	77	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。
○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。
○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件（約 163 万円）あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は 400 万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が 100 万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。
申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。
マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。
また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。
また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらおう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額 395 万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいないと、差し止め等の対策ができると考える。

○当市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があったりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかったと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○当市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○当市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○当市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	78	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、マイナンバー情報連携を可能にすること

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付の受給資格情報について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。
また、訓練延長給付等制度において、高等職業訓練促進給付金等の趣旨を同じくする給付金との併給を禁止する取扱いを明示するとともに、所管する職業安定所においても、当該給付の審査手続時において情報連携により類似給付金等の受給情報を取得できるようにすること。

具体的な支障事例

高等職業訓練促進給付金等は、ひとり親が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度であり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知(平成 26 年9月 30 日付雇児福発 0930 第8号)「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」により、市が実施している事業である。
高等職業訓練促進給付金等の支給については、上記通知の「第2高等職業訓練促進給付金等事業の実施について」において、趣旨を同じくする以下の3つの給付を受けている場合は対象とならないこととされている。
①職業訓練受講給付金(求職者支援制度)
②訓練延長給付(雇用保険法第 24 条)
③教育訓練支援給付金(雇用保険法附則第 11 条の 2)
①～③のうち①と③の受給資格情報についてはマイナンバーによる情報連携が可能となっている一方、②については情報連携の対象となっていないため、申請者に上記給付金の受給状況を確認して併給することがないよう対応しているが、申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しい。また、職業安定所によると、上記①～③に掲げた職業訓練受講給付金等には、取扱要領等に類似給付金との併給禁止や併給調整に関する記載は無いため、高等職業訓練促進給付金等と併給をしてはならないという運用が徹底されていないほか、職業安定所においても給付金の受給確認については、高等職業訓練促進給付金等とのマイナンバー情報連携がなされておらず、定期的な面談時等において本人からの聞き取り等により確認しており、高等職業訓練促進交付金等の受給状況を正確に把握することが困難となっている。
実際に、当市では、高等職業訓練促進給付金受給者において訓練延長給付との併給が発覚し、12 カ月分の高等職業訓練促進給付金を返還請求する事例が発生した。
返還額は 100 万円以上と高額であり、返還の見通しは立っていないため、本給付金の財源である「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」(補助率 3/4)の対象外となり、返還されない額の 3/4 は市が肩代わりすることとなる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

類似した名称や趣旨の給付金制度が多くあり、申請者に尋ねても、どこから何の給付を受けているか理解できていない方がおられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

訓練延長給付についても情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らすとともに、申請者の負担と自治体の事務手間を省くことができる。
また、職業安定所側でも同様に情報照会できるよう双方が確認する環境を整えることにより、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うことができる。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 8 号、別表の 65
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号）第 36 条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）第 2 条の表の 90、第 92 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、奈良県、佐賀県、熊本市、延岡市

- 申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しく、高等職業訓練促進給付金と訓練延長給付との併給が生じる可能性もあり得る。訓練延長給付について、情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らし、返還にかかる申請者の負担と自治体の業務の効率化を図ることができる考える。
- 訓練延長給付については、申請者の申し出が全てとなり、併給による返還発生リスクが存在している。このリスクを減らし、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うため。
- 支給事務をより適正に実施するために、訓練延長給付の受給資格情報の情報連携を可能にすることについて賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	94	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当証書の廃止

提案団体

大治町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当証書（以下「証書」という。）について、廃止を求める。

具体的な支障事例

児童扶養手当の受給の認定について、児童扶養手当法施行規則において、受給資格者に対し児童扶養手当認定通知書（以下「通知書」という。）及び証書を交付することが定められているが、地方公共団体における証書の発行・管理等の事務負担が発生しており、受給者においても、証書を紛失した場合は速やかに届出が必要となるなど、証書の保管・管理が負担となっている。証書の必要性は薄く、特別児童扶養手当においては、令和6年7月から特別児童扶養手当証書が廃止されているため、同様に、児童扶養手当においても証書を廃止し、受給者に対しては通知書のみで支給決定を知らせる形をとっていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者における証書の保管・管理の負担が軽減されることに加え、地方公共団体の証書交付に係る事務が軽減される。

根拠法令等

児童扶養手当法施行令第10条第4項
児童扶養手当法施行規則第16条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、佐倉市、柏市、相模原市、豊田市、小牧市、滋賀県、羽曳野市、養父市、宍粟市、奈良県、高松市、高知県、春日市、佐賀県、出水市

○今後、申請や決定通知などがデジタル化していくことも検討した上で、証書の廃止は進めてもいいと考える。現況届の回収時も証書を紛失している方が多く、ひとり親の証明を提出する際も、認定などの通知書で補う方が

多い。

○証書の取り扱いにあたっては、基本的に受給者に来所を求め、窓口で交付しており、また、紛失等による再発行の件数も多いことから、制度の見直しにより、受給者の負担と事務の効率化が図れるものとする。

○証書については、児童扶養手当法施行規則第 19 条で住所変更届出時には、添付をさせたうえで住所等の記載を修正すると規定されているが、システム標準化で定められた証書の様式はカードサイズではなく、携帯しづらいものであるため、住所変更届等の際に持参している方はほぼなく、実態に合わない規定となっている。

○受領者及び自治体の負担軽減となる。

○当市においても同様に事務の軽減が見込まれる。

○当市においても、手当証書の必要性は薄いため、廃止しても構わない。ただし、他制度（少額貯蓄非課税制度等）において、児童扶養手当の受給者である証明として証書を求めるものがあるため、それらへの代替手段等を併せて検討する必要がある。

○証書亡失の届出は受給者及び地方公共団体の負担になっている。

また、次年度の手当額変更や現況等に伴い、証書に加えて支給停止通知や支給停止解除通知、一部支給停止適用除外通知を組み合わせで発送しているが、誤配のリスクが高く、地方公共団体の過度な負担となっているだけでなく、受給者にとっても分かりづらく、問合せが増える要因となっている。証書廃止に加えて、一枚に要約された通知へと見直されることで、受給者にとって分かりやすく、地方公共団体の発送に係る負担が軽減される。なお、証書廃止に伴い発生する事務として、証書をローン審査や他サービスの申請に使用していた方が、代わりとして受給証明等の交付を希望し、その対応が増えることが想定されるが、即時発行できるよう「受給証明」が標準様式に追加されることで、より効率的な運営が実現する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	96	重点募集 テーマ	○（人口減少地域等におけるサ ービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

民生委員推薦会の開催方法及び決議方法の見直し

提案団体

八戸市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員法における民生委員推薦会については、必ずしも現実の会議を開かずとも、書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続（※）により決議があったとみなす規定の整備等を求める。 法令により現実には会議を招集することが求められているため、書面審査や持ち回り決裁ができない状況。一部の自治体では、急を要する場合には書面審査や持ち回り決裁を可能とする規則を定めているが、これが不可であることについて厚生労働省東北厚生局に以前確認しているところ。 ※例えば、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人の理事会・評議員会における決議の省略（構成メンバー全員による議案への同意書の提出）のような手続
--

具体的な支障事例

【現行制度について】 民生委員法における民生委員推薦会については、委員長が招集すると規定されている（民生委員法施行令第3条）。 当市では、民生委員法、民生委員法施行令及び当市民生委員推薦会規則に基づき、各町内会から推薦があった民生委員候補者を民生委員推薦会に諮り、推薦を決定している。 民生委員候補者にかかる推薦調書は、各町内会から候補者があり次第随時、当市へ提出されるが、民生委員推薦会の会議をその都度開催することは、委員の負担や開催経費等を考慮し、年に数回程度、民生委員候補者が複数名集まった段階で、まとめて会議に諮っている（年4回分の会議開催経費を予算計上）。 【支障事例】 民生委員推薦会を開催して間もなく町内会から推薦調書が提出された場合、現実には会議を招集することが求められているため、次の推薦会を開催するまでの期間を含め、国への推薦までに3か月程度を要してしまうことがある。 民生委員のなり手不足が深刻な中、各町内会で苦勞して募った民生委員候補者を速やかに委嘱できないケースが発生しており、該当地域において、民生委員の不在期間が生じてしまい、住民の方には委嘱を待っていただいている状況となってしまう。 速やかに委嘱ができず、民生委員が不在となっている町内では、高齢者や障がい者等の要配慮がいる家庭への訪問や見守り活動、住民からの相談受付、行政や関係機関など適切な支援・サービスへのつなぎ、行政機関の各種調査・証明事務の対応が滞っているほか、地域福祉活動の中心的な担い手として、民生委員が参画している地区社会福祉協議会や老人クラブ、子ども会などの活動にも支障が生じている。 また、欠員となっている町内への対応として、当該地区の民生委員児童委員協議会の会長や近隣の民生委員が代行していることが多く、地域全体の民生委員の負担の増加にもつながっており、地域福祉活動への多大な影響が懸念される。 【支障の解決策】
--

状況に応じて民生委員推薦会を必ずしも招集しなくとも、みなし決議、書面審査及び持ち回り決裁による議決があったものとみなすことができる規定を整備することで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ・前任民生委員の解嘱届と新任候補者の推薦調書が同時に提出された場合、切れ目なく交代することが期待されているが、実際には推薦会の開催のタイミングによっては委嘱されるまで時間を要するため、その地域で民生委員の不在期間が生じることで、他の民生委員に業務負担が集中したり、地域住民への対応の遅れが出る事態が発生している。
- ・欠員地区の推薦については特に速やかな委嘱が期待されるが、同様の理由によりスムーズに委嘱されないケースがあり、推薦基盤である町内会や地区民生委員児童委員協議会、推薦された民生委員候補者等から「一刻も早く新しい民生委員を委嘱してほしい」、「なぜこんなに時間がかかるのか」、「せっかく新しい候補者がやる気になってくれたのに、ここまで待たせるのはどうなのか」などの意見をいただくことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・民生委員交代時の空白期間が短縮されることで、住民は必要な時にすぐに民生委員に相談でき、関係機関へのスムーズな連携ができるほか、欠員地区をカバーしている他の民生委員への負担軽減につながる。
- ・新しい民生委員が速やかに委嘱されることで、行政と地域との連携体制の整備が早期に進む。

根拠法令等

民生委員法施行令第3条、第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮古市、花巻市、川越市、小牧市、堺市、兵庫県、八代市、特別区長会

○書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続きにより決議があったとみなす規定の整備をすることで、全国一律の対応が可能となる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	103	重点募集 テーマ	○（人口減少地域等におけるサ ービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

福祉サービス第三者評価事業における認証手続き・評価調査者養成の全国平準化

提案団体

岐阜県、新潟県、三重県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている（※）社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。
※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

具体的な支障事例

福祉サービス第三者評価事業については、国の指針・ガイドラインを踏まえ、各都道府県において、第三者評価機関の認証、評価調査者の研修を実施しており、都道府県ごとに制度の詳細が異なっている状況にある。このため、複数の都道府県で活動する第三者評価機関は、各都道府県において別々に認証を受ける必要があるほか、評価機関に所属する評価調査者も、複数の都道府県で活動するためには、各都道府県の研修をそれぞれ受講する必要があるため、事業を担う評価機関・評価調査者の確保が難しくなっている。
また、都道府県においても、ごく少数の希望者のために養成研修等を実施する必要があるなど非効率が生じており、養成研修を実施できていない都道府県も存在している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に、当県及び隣県で評価事業を行う機関が存在しており、当該機関は各県でそれぞれ認証を受ける必要があるほか、当該機関に所属する評価調査者についても、複数県で養成研修・継続研修を受講しなければならない状況となっている。
また、複数県での認証更新、研修受講の負担が大きいことから、他県に所在する評価機関が当県での認証を更新しないといった事例も生じており、事業の担い手の確保に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国一律で評価機関の認証、評価調査者の研修等を行うことで、都道府県をまたぐ形で評価事業を行う評価機関・評価調査者の負担が軽減され、事業の担い手の確保が図られる。
また、全国一律の制度として、統一かつ大規模な普及啓発を行うことが可能となるため、事業の認知度の向上につなげることができ、国民のサービス選択に資する情報を提供するとともに、サービス提供事業者第三者評価を受審するインセンティブを付与することにもつながると期待される。

根拠法令等

社会福祉法第 78 条第2項

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別紙。平成 30 年 3 月 26 日最終改正)
「都道府県に推進組織に関するガイドライン(上記指針別添 1)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口県、宮崎県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	109	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

認定こども園における職員配置の弾力化

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

認定こども園において、1号の入所児童数が5人以下など極端に少なく、1号・2号のこどもを一体的に保育し、主幹保育教諭を2人配置しなくても教育・保育の質が保たれる場合は、主幹保育教諭の配置を1名でも可とするなど、公定価格上の職員配置の弾力化を図ること。

具体的な支障事例

人口減少地域等の認定こども園においては、教育利用こども（1号認定）が少ないことによって、主幹保育教諭配置のための人件費と公定価格の収入が見合わず、経営が苦しくなっている施設がある。
認定こども園では、1号認定が在籍する場合は、主幹保育教諭を1名追加で配置しなければならない。教育利用の子どもの施設型給付の定員区分は15人が最少人数となっているが、教育利用の子どもが1～2人の施設は県内認定こども園154園中24園（0人除く）存在しており、1号クラスの担当保育教諭と主幹保育教諭の2名を配置すると単価が見合わず、主幹保育教諭を配置しないと大きく減算され、採算が取れない状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全国トップクラスの共働き率を維持している当県では、幼稚園・認定こども園において、教育（1号認定）より保育（2号、3号認定）のニーズが多いことから、1号認定の子どもの定員区分が最少の15人であっても、大きく定員割れを起こしている園が少なくなく、こうした園で1号認定こどもに係る保育主幹教諭を配置しない場合、施設全体として給付される公定価格が大きく減額となり、経営に不安を抱えている状況である。（県内市からの要望）

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1号認定こどもについて、極端に少人数の受け入れを行っている場合でも採算がとれるようにするため、主幹保育教諭の配置を弾力化することで、人口減少地域でも教育利用のこどもの受け入れを行う認定こども園の運営を維持することが可能となる。これにより、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもに対して適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことができる。

根拠法令等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、養父市、熊本市、大分市

○分園のある施設においても、主幹保育教諭2名の配置を求められているが、本園と一体で運営するはずの分園においても、主幹保育教諭2名の配置を求めることは、施設の継続的な保育運営という観点から負担になっているため、本園と分園合わせて主幹保育教諭2名の配置でも可とする制度改正が必要と考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	110	重点募集 テーマ	○（人口減少地域等におけるサ ービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

入所児童数が10人未満の乳児院における措置費単価設定の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

乳児院における措置費単価について、10人未満の場合の単価設定が年齢ごとの設定になっておらず（10人以上は年齢ごとに単価設定されている）、単価自体も低いものとなっているため、最低配置基準を維持できるよう、年齢に応じた単価の設定を求める。

具体的な支障事例

国が進める家庭養育優先原則により、里親等への委託を優先して行っており、人口減少地域等の乳児院においては、入所児童数が減少し10人に満たないため、低い単価設定による措置費の収入が、専門職員を配置する人件費に見合わず、経営が苦しくなっている施設がある。

障害や医療的ケア等でケアニーズの高い子どもについては、専門職員が常勤で配置されている乳児院において社会的養護や一時保護を行っていく必要がある。乳児院の措置費の単価は、前年度などの入所児童数をもとに暫定定員を設定して適用される単価が決まるが、入所児童数は減少傾向にあり、措置費（事務費）の単価は2歳未満、2歳、3歳以上と年齢ごとに設定されているが、10人未満の場合、一律に低い単価が設定されており、運営を維持していくことが困難な状況になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の人口減少地域にある乳児院において、年間を通しての入所児童数が減少しており、措置費の単価設定の最少区分である10人未満の暫定定員を適用されることとなると、運営がむずかしくなるとの相談があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少地域において児童が少なくなり、家庭養育優先原則で里親委託が進む中、入所児童が減少する状況においても、障害や医療的ケア等でケアニーズの高い子どもを専門職員が対応する入所施設は必要不可欠な施設であり、措置費の単価設定を見直し、採算が取れるよう増額することで、施設運営が安定し継続して運営していくことができる。

根拠法令等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こども家庭庁通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、長野県、高知県、佐賀県

○当県も年々乳児院の入所児童が減少しており令和6年度は暫定定員（19 名）を設定した。今後、代替養育を必要とするこどもの推計が右肩下がりになっていくことが予想され、10 名以下の定員設定について提案団体同様の課題が見込まれるため要望したい。

○見直すことにより施設運営が安定することが見込まれるため。

○乳幼児の里親等委託を推進により、暫定定員が9人未満となる乳児院が出ているが、必要となる職員数は原則として変わらず、赤字経営を強いられる事態になると聞いている。里親等委託の推進に協力するほどこのような事態となるため、定員5人前後でも乳幼児の施設ケアが維持できるような制度の見直し・財政支援等を要望する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	111	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

ファミリーホームの措置制度の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

ファミリーホームが受ける措置費について、現に委託された児童の数に応じた額（現員払い）ではなく、配置基準を維持できるよう措置制度を見直すことを求める。

具体的な支障事例

家庭での養育ができない子どもを委託するファミリーホームが受ける措置費は、定員払いではなく、現員払いとなっている。ファミリーホームは、委託児童がいなくても基準上常勤の専任職員を配置する必要があるが、児童の受け入れが可能な体制を整えておく必要があるが、委託児童がない場合措置費が支払われない現員払いでは、常勤の専任職員を配置し運営を維持することはできない。
また、児童の愛着形成のためにも、より家庭に近い環境で生活することが望ましいが、乳児院や児童養護施設からファミリーホームへ移行させたい児童がいても受け入れ体制がないため断念することもあった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内でファミリーホームを運営する個人から運営を継続することができないと相談があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリーホームは、家庭で養育を行う里親制度から波及した制度であり、家庭的な環境での養育を行うことができるため、必要性は高い。人口減少で児童数が減少し措置対象児童が少なくなる中においても、実親が養育できない子ども達に家庭的な養育環境を用意する必要がある。措置費制度を見直すことにより、ファミリーホームが安定して運営できるようになり、ファミリーホームの設置が進めば、国が進める家庭養育優先原則に沿い、子どもたちに家庭的な養育環境を提供することができる。

根拠法令等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こども家庭庁通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、長野県、岡山県、宮崎県

○見直すことにより施設運営が安定することが見込まれるため。

○ファミリーホームの措置費は現員払いとなっており、入所者数が4人以下になると運営することが困難な状況になる。入所している児童は特性のある児童が多く、それぞれに対応するために職員を増員したいと考えているが、措置費の安定性がないために雇用が難しいと事業者から相談があった。

○ファミリーホームの設置者又は設置を検討する者（法人を含む）からは、補助員等を雇用するにあたり、現行制度では事業の安定性に欠けるとの意見が出ている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	133	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間のやり取りのデジタル化

提案団体

米子市、福島県、鳥取県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間でのやり取りについて、文書（郵送）ではなくメールでの台帳送付等を可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
昭和 60 年 7 月 31 日児発第 662（施行通知）に、自治体間のやり取りについて「文書で通知すること」とされている。

【支障事例】
児童扶養手当を受給している市民の多くの方は生活困窮者であり、住所変更の際に手当がすぐに支払われな
いことは問題であると考えます。現在こども家庭庁のマニュアルでは、「新住所地の都道府県等から通知があるま
までは、手当の支払いは行わないこと」と定められている。しかし、定例支給の直前に住所変更を行った場合、通
知が届くまでは手当が支給されないことになり、その間に支給期間が空いてしまう。

早急に手当を受給したいというのは、受給者として当然の希望だと思うが、現状では郵送による手続きのため、
支給までに時間がかかる。また、旧住所地の自治体では、新住所地からの通知に時間がかかることを前提
に手続きを行っているため、例えば受給者が新住所地での手続きをし忘れていた場合、いつまで待っても通知
が届かないという状況になるまで気付かず、支払いがさらに遅れてしまうという事態が起きている。

【制度改正の必要性】
住民は、このような問題に対して迅速な対応を求めている。手続きが遅れたり、通知が届くまで待たされたりする
ことで生活に支障をきたしている方々がいる現状に改善が必要だと強く感じている。スムーズで迅速な支給を実
現するための方法を模索すべきである。

【支障の解決策】
文書のやり取りをメールで行えるようにするなど、自治体間の手続きがより簡単で効率的になれば、転出や転入
をした住民が支払いを受けるまでの期間が短縮され、生活に必要な支援が迅速に届くようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に、定例支給の支払処理直前に転出した方々からは、転出先からの通知が届くまで支給が滞るため、「こちら
にも生活の予定があるのに、支払いが遅れ過ぎではないか」という声を実際に頂いている。また、支給のタイミン
グを気にされる市民も多く、「いつ支給されるのか」と不安を感じている方もいるのが現状である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

メールによる台帳送付等により、自治体間のやり取りがスムーズかつ効率的に行えるようになり、受給者の転出入から支払いまでの期間が短縮されることが期待される。これにより、支給が迅速に行われ、住民にとっても大きなメリットとなると考える。

また、郵送代がかからなくなることで経費削減が可能になるうえに、手続きが簡単になることで業務の負担も軽減され、より効率的な運営が実現する。

根拠法令等

昭和 60 年 7 月 31 日 児発第 662 号（Ⅱ 省令に関する事項）
児童扶養手当事務処理マニュアル令和 6 年 11 月版 P101～

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、館林市、滋賀県、寝屋川市、養父市、央栗市、高松市、久留米市、春日市、佐賀県、熊本市

○定例支給の直前に転出入があった際は、支給に遅れが生じる可能性があると伝えるようにしている。以前、送付されてきた台帳に不足があり、電話で連絡をし、別途資料を送付してもらう事案があった。

○当市においては、転入者から児童扶養手当住所変更の届出があった場合は、迅速に審査を行い、転入前の支給機関長に対して受給者台帳（写し）を郵送で依頼している。しかし、昨今の郵便事情により、依頼先自治体における事務処理開始までに相応に時間を要している。そのため、通知の方法としてメールでの送受信が可能になれば自治体間の手続きが効率的となり、手当の支給手続きが円滑に進められるものとする。

○自治体間のやり取りが効率的に行うことが可能となり、迅速な対応が可能となる。

○台帳の依頼・回答を待っている間に支払締め日を過ぎることで、本来の支払日に支払うことができないことは多い。また、証書は就学援助で利用するため、早めに必要としている方が多い。受給者は、転居の際に申請手続きの必要があり、その間に支給期間が空き経済的に困る受給者もあり、また、手続きを忘れたり、不足書類の提出が遅れたりなどする者もいる。自治体間のやり取りが電子化できれば、迅速な手続きの対応と個人情報の保護の観点からも適正な事務手続きは実現できる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	134	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当における事実婚について同性パートナーも含まれ得るとすること

提案団体

米子市、神奈川県、鳥取県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当における事実婚の定義について、同性パートナーも含まれ得るよう制度の見直しを求める。
具体的には「パートナーシップ制度の利用をもって事実婚の扱いとする」等。

具体的な支障事例

【現行制度について】
児童扶養手当法において、現状では同性パートナーがいることを前提とした記述が無いため、同性パートナーについて規制することが出来ない。

【支障事例】
現在、同性の同居パートナーがパートナーシップ制度を利用している場合でも、現行の制度では「事実婚」とは認められないという状況が続いている。しかし、このことについて市民の方から不満の声が上がっており、平等な権利を求める声が高まっている。

【制度改正の必要性】
昨今、ジェンダーレスの考え方が広がる中で、パートナーシップ制度が一部では婚姻に相当する関係として公的に認められているにもかかわらず、実際には法的効力がなく、矛盾した状態が続いている。特に、児童扶養手当の制度では、パートナーシップを結んでいる人々が「ひとり親」として扱われ、パートナーは扶養義務者として認められないため、所得審査の対象にもならないという現実がある。
このような制度の不一致は平等な権利を求める市民にとって大きな問題である。制度の整合性を求める声が高まる中で、より公平で合理的な制度の見直しが必要だと強く感じる。
このような改革は、平等で公正な社会の実現に向けた一歩となると考える。

【支障の解決策】
パートナーシップ制度を利用している場合、同性のパートナー同士が事実婚として認められるよう、見直しを行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、「受給者が女性の場合、男性との関りには厳しい制限があるのに、同性同士でカップルとして一緒に住んでいる場合でも手当を受け取ることができるのはおかしい」、「異性との同居がなくても事実婚として扱われ、手当を受けられなくなることがあるのに、同性同士のカップルにはそのような制限がないのは不公平だ」という意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同性パートナーを事実婚として認めることができれば、市民の不満が軽減され、制度に対する信頼も高まると考える。それにより、対応にかかる時間も削減でき、より効率的で公平な運営が実現する。このような改善が進めば、市民一人ひとりにとってもより安心できる環境が整うことになる。

根拠法令等

児童扶養手当法（昭和 38 年法律第 238 号）第 3 条第 3 項、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和 55 年 6 月 23 日児企第 26 号）1（1）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、豊中市、養父市、宍粟市、春日市、大村市

- 公平かつ適切な制度運用に向けて、社会動向を鑑みた制度の見直しが必要だと考える。
- 法の趣旨として、事実婚について同性のパートナーは対象としていないと考える。このため、同性のパートナーは扶養義務者に当たらないため、高所得でも所得要件に影響がなく、事実婚や扶養義務者の所得で支給停止となっている者との間で不平等さが否めない。
- パートナーシップ制度によって一部では婚姻に相当する関係として公的に認められている一方で、児童扶養手当上は事実婚に当たらないという扱いは矛盾があると考えているため、当提案に賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	135	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当における事実婚の取扱いの明確化

提案団体

米子市、福島県、神奈川県、鳥取県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

事実婚の定義を例えば以下のように明確化し、機械的に判断できるようにする。
「住民票上同一住所に暮らしていなければ事実婚には当たらない。」
「受給中に妊娠し出産を希望する場合は事実婚があるものとして取り扱う。母子手帳の交付をもって出産の意志ありとする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】
事実婚に当たるかどうかの線引きが非常に曖昧である。制度によると「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係がある」「ひんぱんに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合には同居していなくとも事実婚が成立しているものとして取り扱う」とあり、実態を十分に調査のうえ認定は慎重に行うこととしている。

【支障事例】
現行の制度では、事実婚について、上記の基準が設けられているが、この基準が実際にどう適用されるのか非常に不明確である。実態を十分に調査したうえで慎重に認定することとしているものの、その曖昧さが受給者にとって不安を生む要因となり、その他の市民にとっての不満の要因となっている。

通報を受けて事実確認を行っても、ほとんどの場合、「同居なし。頻繁な通いなし。金銭のやり取りなし。事実婚には当たらない。」と主張される。生活実態をもとに個別に判断することになっているが、プライバシー保護の観点からも十分な調査権はなく、実態を確認できるに至らない。そのため、調査に時間を費やしても、多くが最終的には受給者の証言を信じざるを得ない状況となる。

さらに、中には未婚のまま同じ異性の子どもを複数回出産している方もおり、その場合でも上記の主張をされる受給者がいる。また、証拠を隠すために金銭のやり取りを手渡しで行い、同居していても住民票を動かさないなどの手段を取っている受給者も一定数存在する。現地調査の結果、明らかに同棲していると思われたが、「たまに来る友達である。物を置いてはいるが住んだり寝泊まりはない。」これは実際にあった受給者の証言の一例であるが、これが真実であるかどうかを確定する根拠はどこにもない。

【制度改正の必要性】
事実婚の取扱いが非常に曖昧で、現在の調査権限では実態を十分に把握することが難しいのが現実である。仮に調査を行ったとしても、確固たる証拠にたどり着く可能性は低く、ほとんどの場合、事実婚として認定されることはない。このような成果の上まらない調査に多くの時間を費やすことで、他の業務に支障をきたしているのが現状である。

さらに、各市町村がそれぞれの判断で事実婚を取り扱うとなると、市町村間で基準に差が生じる可能性があり、制度の公平性や一貫性にも影響を与える恐れがある。これにより、市民からの不安や不満が生じることも考えられる。

【支障の解決策】

例えば、事実婚について明確な定義が示されれば、調査にかかる時間が大幅に減り、より効率的に対応できるようになると考える。また、事実婚の取り扱いについて市町村間での差異が生じにくくなり、制度の公平性も保たれる。これにより、市民の不安や混乱も減り、より透明で信頼性のある運用が可能になると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

通報者からは、「勇気を持って通報しても、結局受給者の嘘が信じられ、何も状況が変わらない。」「大した調査もしないのであれば、通報する意味がない。」「明らかに不正受給があるのに、なぜその受給が継続されているのか。」「自分たちが納めた税金をきちんと使ってほしい。」「といった強い意見があった。

一方で、受給者からは「少し異性と会うと通報される。ひとり親は異性と会うなどということか。」「交際相手がいて、事実婚にならないよう気を付けているが、事実婚の定義がはっきりせず、不安を感じる。」「といった意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童扶養手当の事実婚の取り扱いが明確化されれば、調査にかかる時間が短縮され、業務がより効率的に進められるようになる。また、各市町村での事実婚に関する取り扱いに差が生じづらくなり、市民への対応も一貫性を持ちやすくなる。このような明確な線引きができれば、制度がより公平でわかりやすくなり、市民にとっても安心できる環境が整うと考える。

根拠法令等

「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」(平成 27 年 4 月 17 日付け雇児福発 0417 第 1 号)、児童扶養手当事務処理マニュアル(令和 6 年 11 月こども家庭庁支援局家庭福祉課)、児童扶養手当における事実婚等の取扱について(令和 6 年 3 月 28 日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、館林市、柏市、相模原市、富士市、半田市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、宍粟市、高松市、佐賀県、熊本市、特別区長会

○事実婚にあたるかどうかについては、現行の制度で定められている事実婚の基準に基づき、自治体ごとに個別に判断することとなっているが、明確な線引きがなされていないため、受給者から「交際相手がいるが手当は受けられなくなるのか。」「どのくらいの頻度で会っていたらダメなのか」といった相談や第三者からの通報に対する対応に苦労することも多い。通報を受けて調査を行い、事実確認を行った際にも本人より「同居なし・金銭の援助なし・事実婚には該当しない」「交際していない、ただの友達」という主張をされた場合、最終的には本人の申立てを信じて判断するしかない状態である。過去には事実確認の際に上記のような主張をした数週間後に婚姻による資格喪失に至ったケースや、知人より「市役所に同棲がばれそうだったけどうまくごまかした、と本人が言っていた。厳正な調査・判断をしてほしい」といった情報提供があったこともあった。適正な受給について周知は行っているものの、正直に言ったら損をして黙っていれば得をするという状況になってしまうことを否定できず、成果の上がらない調査に多くの時間を費やしている現状がある。そのため、提案のとおり事実婚の定義が明確化されることにより、事務時間の短縮、公平で一貫性のある対応が可能になることが期待される。

○昨今では、WEB 上にて検索し、こども家庭庁発出令和 6 年 3 月 28 日付事務連絡「児童扶養手当における事実婚等の取扱について」の別紙等を確認し、「～していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため～確認されたい」といった文言により「～している」状況であっても事実婚は成立していないとこども家庭庁が通知を出しているのに事実婚と認定するのは自治体の違法行為だというような問い合わせ事案が発生している。「～していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えない」とされているのみでその他の生活状況や居住実態、生計同一関係等も含めて確認し、審査される旨を案内するもトラブルになることが多い。誤解や認識の齟齬を生みかねない不明確な基準の事務連絡は早急に内容を改めることとし、明確な基準を設けることが必要と思われる。

○提案団体が示す支障事例にもあるように、現行法においては事実婚の取扱いが非常に曖昧で、現在の調査権限では実態を十分に把握することが難しい。事実婚について明確な定義が示されれば、実態把握の迅速化が図られ、また、事実婚の取り扱いにかかる市町村間の差異が生じにくくなり、制度の公平性を保ちながら、より

効率的に事務が執行できるようになると考える。

○事実婚の取扱いが明確化されることで、より公平な審査を行うことができ、児童扶養手当制度の安定的な運用につながるため。

○国の事務処理マニュアル等において、事実婚の定義について示されているものの、「ひんぱん」や「定期的」といった表現であり、具体的な日数等が明示されていない。そのため、情報提供を受けた上でひとり親調査を実施しても、事実婚に該当するか否かの判断に苦慮している。

○事実婚の定義についての線引きが曖昧であるため、当市でも事務に支障が生じている。支障事例として、複数回通報があった受給者について自宅訪問による調査をした際に、受給者が不在を装い調査に応じないことや、聞き取りをした内容について真偽を判断する根拠がなく、受給者の証言を認めざるを得ず、事実婚ではないと判断したケースがあった。調査では最終的に本人の証言により判断しなければならないことが多く、事実婚に関する明確な基準がないため、受給者の認識の違いで不平等が生じることもある。対策として、市町村担当者向けの事実婚に関するチェックリストをつくり、事実婚の該当基準を明確化していただきたい。例えば、受給者の証言で確認可能である、面会の頻度や生計の援助などの項目、また、担当職員の調査により客観的に確認が可能な項目（車や住宅の所有者など）を複数つくり、基準の数に該当する場合は事実婚とみなすなどして、事実婚の基準を明確化していただきたい。

○事実婚の定義が、明確に示されていないことにより、自治体間で判断に差が生じている。受給者からも基準を統一してほしいとの意見をいただくことがある。また、事実婚の定義として挙げられている「ひんぱんに定期的な訪問があり」の部分については、どれくらいの頻度が該当するのかとの問い合わせがある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより、公平でわかりやすい制度となることが見込まれるため。

○実際に通報による訪問時、男性がでてきたが、本人に確認したところ、たまたま来ているだけで、頻繁な訪問はなく、生計の援助もないとのことだった。前記のように、事実確認はとても難しく、受給者とのトラブルになったり、受給者自体が地域で誤解を招くようなこともある。受給中の出産等、本人申し出によらない基準は設けられない。

○通報を受けて事実確認を行っても、ほとんどの場合、実態を確認できるに至らない。調査に時間を費やすだけで、結局は受給者の証言を信じざるを得ない状況となる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	136	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当、特別児童扶養手当における、職権処理が出来る業務の拡充

提案団体

米子市、鳥取県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者について、氏名変更、住所変更及びそれに伴う所得状況（扶養義務者）の変更を公簿で確認出来た場合、届出がなくとも職権での処理を可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
昭和 48 年児企第 28 号第8問 10（通知）において、職権で処分できる範囲について「支給要件に該当していない事実が戸籍謄本等の公簿等により確認できるときである。」と示されている。

【支障事例】
現在、資格喪失に関する部分のみ職権で処理できとなっているため、氏名変更や住所変更の確認を公簿でできた場合、受給資格者本人に手続きを促しているが、多くの時間と手間がかかっている。受給資格者には届出をお願いしているものの、なかなか手続きをしていただけない方も少なくなく、手続きが滞ってしまう現状がある。また、届出を促すために返信用封筒を添付して郵送する場合もあり、その分の余分な費用が発生していることも大きな問題である。

さらに、受給資格者からは「同じような手続きを何度もしなければならない」という不満の声が寄せられている。

【制度改正の必要性】
届出を出すだけの簡単な手続きにもかかわらず、その案内に手間や費用をかけなければならない現状がある。手続きをしていただけない方も少なくなく、対応に時間とコストがかかっているのが実情である。こうした無駄な負担を減らすために、より効率的な方法を検討する必要がある。

【支障の解決策】
公簿で氏名変更や市内転居等が確認できた場合、電話などで受給資格者本人に（公簿の内容と実態が一致しているか等）確認ができれば届出がなくとも職権処理が可能となれば、手続きをしていただけないため処理ができないという問題が解消され、郵送にかかる費用も不要となり、より効率的に対応できるようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

受給資格者からは、「市民課でしっかり手続きしたのだから、その情報を共有してほしい」「同じ市役所内で何度も同じ手続きを繰り返しさせないでほしい」という意見を頂いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

氏名変更や住所変更、それに伴う所得状況の変更について、公簿で確認できる場合に職権で処理できるようになれば、受給資格者が手続きをしないために変更処理が滞ることがなくなる。これにより、受給資格者に繰り返

し同じ手続きをお願いする必要がなくなり、手続きの負担が軽減される。
さらに、手続きを促すためにかかっていた手間や時間が削減され、業務が効率化されるとともに、郵送費用も削減できるため、無駄なコストを抑えることができる。

根拠法令等

昭和 48 年 5 月 16 日児企第 28 号第 8 問 10
(こども家庭庁支援局家庭福祉課作成) 児童扶養手当事務処理マニュアル令和 6 年 11 月版 P147

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、ひたちなか市、長野県、豊田市、滋賀県、豊中市、茨木市、養父市、宍粟市、春日市、佐賀県、大村市、特別区長会

- 児童扶養手当は、氏名変更等職権にて行っていない為、受給者へ連絡し、提出の指導を行うが、受給者が忘れてしまったり、そもそも連絡を取れない等時間を要する。特別児童扶養手当では、同様の事象が発生した際、受給者が外国人だったため、意思疎通を取るのが難しく、来庁するまでに時間を要した。
- 提案団体が示すように氏名変更や住所変更を公簿で確認できる場合に職権で処理できるようになれば、受給資格者の来庁の負担を軽減させることができ、あわせて、市の業務効率化を図ることができる。
- 変更に伴い必要な情報が公募で取得可能な場合は、受給資格者の手続きに係る負担軽減のため、職権で処理できる範囲の拡充を提案したい。
- 職権でできることは迅速な処理につながる。
- 申請者の負担が軽減するほか、市の事務負担が軽減も図られる。
- 市民への連絡等、手続きが完了するまでに手間が多い。市民には区民課での手続きと同様の手続きをしてもらうことになるため、市民にとっても手間である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	171	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童相談所と里親支援センター間の守秘義務規定の除外の明記

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童相談所と里親支援センター間で情報共有することに関しては、児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されていることを通知等で明記すること。

具体的な支障事例

児童福祉法第 61 条では、児童相談所職員が正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らした場合の罰則を規定している。
また、同法第 11 条第5項では、都道府県知事が里親に関する業務を委託する者の守秘義務を規定している。
一方、児童相談所と連携して里親に関する業務を行う里親支援センターは、国が定める設置運営要綱で里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に関する情報を児童相談所から積極的に取得し、共有することとされている。
児童福祉法の規定に基づき家庭養育を推進するにあたり、里親支援センターの活用は有効な手段であり、児童相談所と里親支援センターとの間での情報共有が必要になるところ、個人情報に関する守秘義務の規定が内面的な障壁となり、児童相談所と里親支援センターでの情報の共有を積極的に進めにくい状況がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童相談所職員が里親希望者への訪問やヒアリングをする際に、個人の成育歴や財産状況までも把握しなければならないので、民間事業者である里親支援センターを同席させにくい状況がある。
また、児童相談所における里親と児童の組み合わせを検討する会議では、里親と児童の性格や特性にまで言及する必要があるため、民間事業者である里親支援センターを会議に参加させにくい状況がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、児童相談所と里親支援センターでの情報共有が進み、児童福祉行政の充実につながる。

根拠法令等

児童福祉法第 11 条第5項、同法第 61 条、里親支援センター設置運営要綱6(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、さいたま市、養父市

○提案の実現により、児童相談所と里親支援センターでの情報共有が進み、児童福祉行政の充実につながる。

○個人情報保護法上、個人情報を取得した利用目的の範囲内であれば提供は可能とされているものの、里親の相談内容の情報など目的の範囲内か否かを切り分けることが難しく、慎重な判断をせざるをえない。当県においては、里親の同意を得て情報共有をしている。同意を得られない里親の情報が共有できず、里親支援センターによる適切な支援が困難な状況。この場合児童相談所による支援が中心になるが、同意した里親と比較して、支援が希薄になる可能性が高い。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	182	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当の様式に個人番号を記載した場合は所得額の記載を不要とすること

提案団体

春日市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当法施行規則に規定されている「児童扶養手当認定請求書」等について、現在、個人番号（マイナンバー）を記載する欄の他、受給者や配偶者、扶養義務者の所得額を記載する欄があるため、個人番号（マイナンバー）とともに所得額も記入する必要がある。

情報連携により所得額を把握できることから、「児童扶養手当認定請求書」等に個人番号（マイナンバー）を記載した場合は、所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。

具体的な支障事例

情報連携により所得額を把握できるにもかかわらず、「児童扶養手当認定請求書」等に個人番号（マイナンバー）とともに所得額も受給者が記入する必要がある。

様式上は受給者が所得額を記載することになっているが、実態は課税証明書を添付しないため受給者が自力で記載することは困難で、代わりに職員が課税情報を確認している。

また、現況届の提出時期は、毎年短期間に多数の届出があり、市町村の負担が大きくなっている。市町村で事務に1件あたり3分かかるとした場合、当市では1,000件程度の届出があるため、50時間（ $3 \times 1,000 \div 60$ ）の業務が軽減されると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童扶養手当認定請求書等の所得額の記入を省略することで、申請者の負担軽減とともに、市町村の事務量の削減に繋がる。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、館林市、川崎市、燕市、津島市、滋賀県、大津市、熊本市

○当市においても、提案団体と同様に受給者が所得額を記載することになっているが、課税証明書の添付を求めているため、受給者が窓口で記載することは困難である。本人に代わり担当職員が課税情報を確認しているのが実態である。様式の見直しについて検討の余地があると考え。なお、当市における現況届の提出は、令和6年度の事績として1,124件となっている。

○当市においても同様の事務を行っており、市民の負担軽減及び事務負担軽減の観点から、提案に賛同する。

○現状は職員が課税状況等で確認を行っている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	195	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し

提案団体

徳島県、神奈川県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者支援施設等災害時情報共有システムについて、以下の改良を求める。

- ・都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設（地域活動支援センター、小規模作業所等）も利用可能とすること。
- ・同一建物で複数のサービスを行っている場合、まとめてメールを送付し、被害情報もまとめての入力を可能とすること。
- ・事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすること。
- ・国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすること。

具体的な支障事例

次のような課題があることから、当県において障害者支援施設等災害時情報共有システムを十分に活用できておらず、いざ災害が発生した際に必要な情報を迅速かつ正確に収集することについて懸念がある。

【課題】

- ・当該システムを利用できる施設は、「障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）」に登録・公表がなされている事業所のみとされており、対象外となる施設（地域活動支援センター、小規模作業所等）については、別の手段（メールや FAX 等）により個別に被害情報の聞き取りを行う必要がある。
- ・「サービス種別」ごとに、対象事業所として登録されているため、同一事業所（建物）で複数サービスを行っている場合、重複したメールが届き、さらにそれぞれのサービスについて当該システムへの入力を行わなければならないため、被災した事業所に不必要な負担が生じるとともに、都道府県においても管内の被害情報を迅速に把握することにも懸念がある。
- ・事前入力できる「基本項目」が限定されており、備蓄物や非常用設備の供給可能時間など、都道府県において必要な情報を追加することができない。
- ・緊急時であったとしても、国の災害登録及び県からの報告依頼が完了しないと、事業所側からは、当該システムにアクセスできない。
- ・当該システムの施設情報一覧について、政令指定都市の情報を県が取得することができない（施設被災状況報告一覧は取得可能）。災害発生時には県が政令指定都市を含めた災害福祉支援に当たるが、平時から施設情報を収集するためには、その都度政令指定都市に依頼する必要があるとあり、支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

報告に係る事業所側の負担が軽減され、迅速かつ正確に、国・県・市町村における情報収集・共有ができるようになる。
必要な情報を事前に登録しておくことにより、通信手段がない時にも、支援にあたって優先度をつけやすくなる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、沖縄県

OWAM NET 登録のない事業所の被災情報取得が当システムにより可能となるため、迅速な支援につながる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	235	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化

提案団体

高知県、神奈川県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化（申請様式の簡略化および解説書の作成）

具体的な支障事例

【現行制度】
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が創意工夫をもって属性を問わない包括的な支援体制を構築する事を目的に、社会福祉法第 104 条の4に規定される重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）が活用できる。
しかし、小規模自治体において、重層事業のメリットと事務手続きの負担感が天秤にかけられ、事務負担の増加を一因として当該事業の実施に至らなかった事例がある。

【支障事例】
重層事業交付金の申請書類(Excel 様式)には、自動計算の関数や注釈が記載されているが、所要額算定様式 E～K 欄までの過程など難解な箇所が多く、新任の担当者が正確に理解することや決裁権者の適切な確認作業に相当な時間を要している。
また、当該事業の実施市町村数は年々増加していることに加え、令和7年度末で重層事業への移行準備事業が終了予定であることから、今後も事業実施を希望する市町村数の増加が見込まれる。

【支障の解決策】
重層事業を活用した包括的な支援体制の整備を推進するためにも、当該交付金の申請等のデジタル化（例えば、デジタル庁が運営するJグランツの活用）を含めた事務の簡素化および申請様式の記載例や記載手順を示した解説書が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【事務的な負担が増加することを懸念して事業実施に至らない市町村数】
・R7年度事業未実施7市町村のうち事務負担の増を一因として事業（移行準備を含む）実施を躊躇：7市町村
・R7年度移行準備実施 19 市町村のうち事務負担の増を一因として事業実施を躊躇：11 市町村

【事務的な負担が増加することを懸念して事業実施に至らない市町村担当者の声】
・役場職員の人手不足により、新たな提出物が増えるだけでも苦しい状況であり、事業実施の検討に至っていない。
・事業の意義やメリットは理解できるが、事務的な負担が生じることとのバランスを考えると事業実施に至らない。

【重層事業交付金申請手続きに係る重層担当者および決裁者の推定年間作業時間(R6)】
・県：約6時間×6市町＝約 36 時間、約 36 時間×3手続き(※)＝約 108 時間

・市町:約 30 時間×3手続き(※)=約 90 時間
※3手続き:事前協議、交付申請、実績報告
※上記時間には、様式等提出後の国からの疑義照会への対応時間を含む

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業の実施を検討する市町村や新任職員が懸念する事務手続きの負担が軽減されることで、事業の活用促進が図られる。
各自治体における申請書類の作成時や記載内容の確認時に記載例や手順を確認できることで、事務的な誤りや国及び県への問い合わせ、国からの疑義照会に係る業務時間の削減、事務手続きの効率化が見込める。

根拠法令等

・社会福祉法第 106 条の4
・重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮古市、花巻市、秋田県、相模原市、長野県、兵庫県、尼崎市、養父市、鳥取県、岡山県、笠岡市、山口県、高松市

○当市は中核市として、すでに事業を実施しているが、当該交付における申請事務が難解かつ煩雑であり、処理に相当な時間を要している。
○重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に位置付けられている各福祉分野の相談支援事業と地域づくり事業が重層支援体制整備事業交付金になるとともに、これらの事業について令和7年度から関係各課は既存の交付金には提出せず、この重層交付金で交付申請することとなる。今後、分野を横断した予算の枠組みの調整など、関係各課・機関との調整に相当な時間を要することが予想される。
○既存事業補助金との連動が前提となっていることから厚労省側の担当係が11に分かれていることにより、多数の申請等の様式の作成～疑義照会～修正やりとりが煩雑。また、ミスが発生する可能性が高いことから、単一部局(社会・援護局)にて予算を確保する一括交付金とする又は補助金の一体化を廃止するなど事務の合理化を図ることを求める。
○申請書類の作成時や記載内容の確認時に記載例や手順を確認できることで、事務的な誤りや国及び県への問い合わせ、国からの疑義照会に係る業務時間の削減、事務手続きの効率化が見込める。
○当県内の市町村においても、交付金申請手続き等の業務負担を課題とする市町村や、交付金事務等のガイドライン策定を望む声があるところ。
○当市においても、重層事業交付金の手続きに係る事務負担が増加していると認識している。特に、年々、交付金事務のスケジュールがタイトになっており、様々な部署で所管している事業をとりまとめる必要があることから、提案団体の求める措置内容は必要性の高いものだと考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	243	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の対象施設では同一敷地内、同一建物内で複数の医療・福祉サービスを提供することがあるが（特別養護老人ホームと老人短期入所施設、障害福祉サービス事業所と児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所、病院と介護医療院など）、これらの補助金の協議・査定・交付申請・実績報告においてサービスごとに金額を分けて提出することを求められており、事業者と自治体双方にとって負担が大きい。

【支障の解決策】
「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることで、書類作成に必要な事務負担が大幅に軽減される。なお、厚生労働省とこども家庭庁など複数の省庁にまたがる場合、国の予算上補助要綱が分かれている場合、補助対象サービスと補助対象外サービスが同一建物内にある場合など、金額の按分が必要な場合は、見積内訳書の項目毎に分けさせている現在の運用のほか、最終金額を床面積や定員で按分するといった、精緻ではなくとも合理的な方法での按分も認めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者にとって書類の作成が難しすぎ、県が手伝わないと国への提出書類が整わない事例が多数あった。多数のサービスを実施している施設はどの範囲が補助対象となる施設かややこしく、後で対象外だったと発覚した事例があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者、申請者をサポートする県、査定を行う国（厚生局と立ち合いする財務局）の事務負担の軽減及び業務効率化につながる。
また、被災県を支援する他自治体職員の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金要綱、医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

○児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の手続きにあたり、同一事業所内にて複数のサービス（保育所及び一時預かり事業所）を提供していたため、サービスごとに金額を分けて算出した上で手続きを行う必要があり、業者及び自治体双方にとって負担が大きい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	244	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等において、国土交通省や農林水産省の大規模災害時における災害復旧事業査定方針のように、緩和措置に関するルールをあらかじめ定めておくことを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金において、被害の甚大さや被災自治体からの要望により、以下の措置が適用されたが、当該措置が適用されるまでは従前どおりの対応をとっていたことにより、例えば、被害件数が多いため、見積もりを断られることなど、復旧工事の着手が遅れる要因となった。

- ・協議期間の延長措置（30 日→60 日）※発災から 18 日後
- ・机上査定基準額の段階的な緩和 ※発災から約5ヵ月後以降複数回
- ・補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用 ※発災から約5ヵ月後
- ・見積者数の緩和（複数必須→一定の条件のもと1者可）※発災から約5ヵ月後
- ・保育所の下限額の引き下げと協議期間の延長 ※発災から約5ヵ月後
- ・一定の条件のもとでのリモートによる机上査定 ※発災から約9ヵ月後

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者は被災後すぐ復旧にとりかかりたいが、どれくらい待てばどこまで緩和措置が適用されるかわからず、待っているうちに工事業者の予定が詰まってしまう、復旧工事の着手が遅れた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緩和措置が事前にルール化されることにより、災害復旧の迅速化が図られる。

根拠法令等

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）（令和6年4月25日付財計第2497号）、令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（厚生労働省及びこども家庭庁所管補助

施設)(令和6年4月25日付事務連絡監査第1号)、令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について(令和6年5月13日付こ成事第467号、こ支総第48号)、令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費のリモートによる机上調査について(厚生労働省所管補助施設)(令和6年8月28日付大臣官房会計課長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	245	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の災害を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の要綱やマニュアル等の見直し

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

今後の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の手続き等がスムーズに行われるよう、能登半島地震の災害査定において発生した疑義の取扱いや、別途事務連絡で通知されている寄付金等の取扱い、今回問題となった二重災害における補助金の手続きや査定の方法などの取扱いについて、補助金要綱やマニュアル等に反映することを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震、奥能登豪雨における、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の査定対応にあたり、二重災害における外構費用や諸経費の取扱い、査定方法、補助金の手続きなど疑義が発生し、疑義発生の都度、東海厚生局に問い合わせをし、解決を図っていたが、結論を得るのに時間を要した。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者からの問い合わせを受け、その都度回答したが、回答に時間がかかった。前の災害復旧工事が完了しないうちに次の災害が起きて被害が重複した事業所から協議の仕方を尋ねられたが答えられなかった。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

疑義の判断が容易になり、問い合わせ対応もスムーズに行うことができ、災害復旧の迅速化につながる。

根拠法令等

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱、保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱、社会福祉施設等災害復旧費等の国庫補助の取扱い等について（厚生労働省関東信越厚生局）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、奈良市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	246	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書様式等の見直し

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

今後の災害対応がスムーズに行われるよう、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書の様式第2号を真に必要な項目のみに整理し、第1号様式に統合すること、また実地調査表について、見積書への朱入れのみとすることを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の協議・査定において必要となる書類が多く、協議書の第1号、第2号様式に重複する部分もあり、転記に時間を要し、過大な事務負担であった。また、査定を行った際には、県が作成した実地調査表に査定結果の記載（朱入れ）を行うが、この実地調査表の作成に1施設あたり平均6時間前後の時間を要し、事業者とのやりとりも発生すると、2週間から3週間程度の期間を要すこともあり、多数の職員での対応が必要であった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の事務職員が書類づくりに時間を取られ、他の仕事に割く時間が削られた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議書等の作成事務が効率的になり、事務負担が軽減される。

根拠法令等

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領、児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領、保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領、厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領第12、こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領第12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	247	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施スケジュールの見直し等

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の申請について、複数回（年3回程度）申請を受け付け、そのスケジュールについては余裕を持って申請準備ができるよう早期に周知していただくよう見直しを求める。

具体的な支障事例

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施は単年度、予算の範囲内の運用になっており、その申請期間を逃せば補助を受けられないこととなっており、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨では、建物の復旧が進んでいないこと、見積り業者が見つからないこと等により申請をしたくてもできない場合があった。また、復旧事業費の国庫補助の実施に係る通知から交付申請書類の提出期限まで、約1ヶ月しかない場合もあった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

建物の復旧が進んでいない場合や通電していないために設備が故障しているのか確認できない場合には、申請してよいのか判断がつかず、申請を諦めるケースもあった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地でサービスを行う事業者の設備補助受給の機会確保

根拠法令等

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）事務取扱要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	269	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

公立幼稚園における預かり保育の共同保育を可能とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立幼稚園が行う長期休暇中の預かり保育について、近隣の複数の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

保育施設に関しては、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（平成31年3月29日事務連絡）等において、土曜日・お盆・年末年始等の利用児童が少ないときには、近隣の保育施設が連携し、1箇所の保育施設で共同保育することが認められている。この場合、1箇所の保育施設で実施した場合であっても、各保育施設で実施したものと取り扱われる。

一方、幼稚園に関しては、長期休暇中に預かり保育を実施する際に、近隣の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育が可能であるかについては、示されていない。公立幼稚園については、地域における幼児教育環境の維持のため、過疎化が進む地域等でも運営を行っているが、園児数の減少が著しい。そのため、預かり保育についても、多くの日でごく少人数で行っているが、預かり保育を実施するには各園で最低2人以上の職員の配置が必要とされるため、預かり保育の事業の維持継続が困難になりつつある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公立幼稚園が長期休暇中に実施する預かり保育は、保育時間が朝から夕方までの長時間に及ぶ。しかし、個々の幼稚園ではいずれも預かり保育の利用者が少ないため、こども同士の交流を求める声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

こどもにとっては、保育時間が長い長期休暇中の預かり保育であっても、共同保育により一定の集団の中で生活することで、他のこどもと関わる機会が持てることになり、こどもの成長につなげることができる。また、公立幼稚園の運営主体である地方公共団体にとっても、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことで、預かり保育を提供する職員体制が取りやすくなり、サービスの維持継続が可能となるだけでなく、預かり保育の実施日数を増やして保護者の利便性の向上につなげることができる。

根拠法令等

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号）
児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号
子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、小牧市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	270	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備基準の要件緩和

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合において、専ら3～5歳児のみが使用する建物については、設備基準の要件緩和を行うこと。

具体的な支障事例

既存の公立幼稚園及び公立保育所の両方の建物を活用して幼保連携型認定こども園へ移行しようとした場合、旧幼稚園の建物については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が準用され、例えば、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置等が求められる。また、建築基準法では用途に応じた技術的基準が定められており、幼保連携型認定こども園に移行することで児童福祉施設の用途が適用されるため、旧幼稚園の建物には排煙設備や非常照明等が新たに必要となるケースもある。そのため、幼稚園及び保育所の両方の建物を活用する場合に、設備基準を満たすための改修工事等が必要になり、幼保連携型認定こども園への円滑な移行ができない状況となっている。

一方、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行の一つの方法として、既存の幼稚園と保育所の両方の建物を活用し、0～2歳児については旧保育所の建物を使用し、3～5歳児については旧幼稚園の建物を使用することが考えられる。このようなケースでは、旧幼稚園の建物については、利用者がそれまでの幼稚園と同じ3～5歳児であり、設備基準を幼稚園と同等の基準としていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

既存の公立幼稚園及び公立保育所においては、少子化等により園児数が減少しており、こども同士の関わりの機会などの幼児教育・保育環境を維持するため、近隣の公立幼稚園及び公立保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行してはどうかとの意見が出ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存の公立幼稚園及び公立保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行することで、こどもにとっては幼児教育・保育環境が維持されること、保護者にとっては選択肢が増えること、また、設置主体である地方公共団体にとっても幼保連携型認定こども園への移行が円滑にできるようになる。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条第8号
建築基準法施行令第 126 条の2、第 126 条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市

○現時点で支障（幼保連携型認定こども園への移行）は生じていないが、今後、幼保連携型認定こども園への移行を検討する可能性も考えられ、そのような場合において、施設基準の要件緩和は必要であることから、提案に賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	283	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童手当法第 21 条及び第 22 条に基づく徴収規定について他市で児童手当や児童扶養手当を受給している場合でも徴収可能とすること等

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当及び児童扶養手当について、以下の見直しを求める。

①児童手当法第 21 条及び第 22 条の徴収規定について、他自治体で児童手当を受給している場合でも徴収できるようにする。また、児童扶養手当についても、徴収規定を設け、同様に他自治体で児童扶養手当を受給している場合でも徴収できるようにする。

②児童手当法第 21 条の徴収できる費用に、児童手当返還金や児童扶養手当返還金等（債務者が同一で子育てに関する債権）を含める。

※上記の①と②において、双方とも適用できるよう求める。

（例：A市で児童扶養手当返還金の債務あり→B市で受給している児童手当から徴収）

なお、本提案が実現した場合、自治体間の調整が発生することとなるが、当該調整についてはデジタルで対応できるようにするなど、効率的な事務執行ができるようにする必要がある。

具体的な支障事例

【①に対する支障事例】

児童手当法第 21 条及び第 22 条において、児童手当から学校給食費等の徴収規定があるが、徴収している対象者が他自治体に転出した場合、児童手当からの徴収が不可となる。

児童手当 Q&A の問 10－6によると、他自治体に転出した場合第 21 条及び 22 条の徴収はできないとされている。他自治体に転出し児童手当からの徴収ができなくなると、債権の回収が困難になるケースがある。

また、遠隔地に転出された場合、法的措置を行うとしても管轄裁判所の兼ね合いがあり徴収に難航するケースが多々ある。

【②に対する支障事例】

児童手当返還金や児童扶養手当返還金は、本来受給要件を満たしていなかったにも関わらず受給した過誤払い返還金であり返還義務を要するが、児童手当法第 13 条の内払調整ができない場合など、債権管理となった場合に滞納になるケースが多々ある。債務があるにも関わらず、児童手当や児童扶養手当の受給は続き、返還は行わない債務者がいるため、不公平が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

適切に返還している者と、返還を行わずに他自治体で児童手当等を受給し続けている者の間に生じる不公平感の解消につながる。
各自治体における債権管理上の徴収率向上につながる。
滞納された給食費や返還が必要な児童手当等が徴収しやすくなる。

根拠法令等

児童手当法第 21 条、第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、館林市、寝屋川市、養父市、宍粟市、熊本市

○以前、児童扶養手当で転出元の市町村から代わりに徴収を行ってほしいと問い合わせがあった。その際は、受け取った返還金をどうするかという問題点から徴収代行の話はなくなった。
○①について、当市としても、児童手当からの徴収を行っていた者が転出してしまい、児童手当からの徴収ができなくなるケースがある。
○②について、提案内容にも記載されているとおり当市への返還額がある（未返納）にも関わらず、他自治体で児童手当を受給しているケースもある。他受給者との公平性や債権回収の観点からも規定を望む。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	291	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金支払事務の私人委託を可能とする見直し

提案団体

秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、三重県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める等見直ししていただきたい。

具体的な支障事例

地方自治法第 243 条の規定により、地方自治体は、法律又は政令に定めがある場合を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができないことになっている。

近年、介護保険事業所や障害福祉サービス等事業所の大半が支給対象となる補助金（介護職員処遇改善支援補助金、介護人材確保・職場環境改善等補助金など）が創設されているが、都道府県が直接支払う必要があるため、事務手続きに多大な労力を要している。

これらの補助金は、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬（以下「介護報酬等」という。）に交付率を乗じて算定した額を支給することとされており、交付額の算出及び通知は、介護報酬等の支払い事務を行っている都道府県国民健康保険団体連合会が行っているにもかかわらず、支払い事務のみ都道府県が実施しなければならない。

都道府県国民健康保険団体連合会に補助金の支払い事務を委託することができれば、事務が大幅に効率化し、速やかな補助金の支給が可能となる。

【令和6年提案を踏まえた当県見解】

令和6年提案「給付金等支出事務の私人委託を可能とする見直し」では、全ての補助金、負担金及び交付金の支払を私人委託することが想定され、また委託先についても限定していなかったが、本提案については、対象を介護報酬等に紐付けて交付される補助金に限定し、また委託先についても、法令の規定により介護報酬等の支払いの委託を受けることができることとされている国民健康保険団体連合会に限定することを想定しているため、責任の所在が明確であり、受託者の恣意的な支出により地方公共団体が損害を被ることはなく、また公平性や経済性の確保に支障は生じないと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県国民健康保険団体連合会は、毎月、事業所に対して介護報酬等を支払っているため、介護報酬等の支払いとセットで補助金を支払ってもらうようにできれば、都道府県が直接支払いを行うよりも、1か月程度早く

補助金を事業所に交付できるようになるものと考えられる。
また、支払い事務に関わる都道府県の職員の労力も大幅に軽減される。

根拠法令等

地方自治法第 243 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県、沖縄県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	299	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

福祉行政報告例の「民生委員（児童委員）の活動状況」における報告区分の簡略化

提案団体

兵庫県、三重県、尼崎市、明石市、加古川市、川西市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、佐用町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉行政報告例における民生委員・児童委員、主任児童委員の活動状況の報告区分が細分化されすぎているため、区分の統合や廃止によって項目数を削減し、報告の負担軽減を図ること。

【具体案】

- ①「内容別相談・支援件数」を廃止し、「分野別相談・支援件数」のみとする。
または、「内容別相談・支援件数」のうち、関連する項目（福祉、児童、生活など）を統合し、項目数を削減する。
- ②「その他の活動件数」のうち、「行事・事業・会議への参加協力」、「民児協運営・研修」、「証明（調査・確認等）事務」の項目を廃止する。
- ③「訪問回数」のうち、「訪問・連絡活動」と「その他」の項目を統合する。
- ④「連絡調整回数」の項目を廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員等」）においては、福祉行政報告例における件数の区分に基づき、全国民生委員児童委員連合会（全民児連）より配布される活動記録に毎月記録し、市、県を通じて最終的に国に報告することとなっている。

なお、活動報告の様式について、エクセルシートの活用などが全民児連より提案されているが、エクセルを使用できる委員が少ないことやICTの利用環境を整えることが難しく、根本的な解決には至っていない。

【具体的な支障事例】

当該活動記録の記入、集計、報告が民生委員等、市町ともに大きな負担となっている。特に民生委員等にとっては、区分が細分化されていることにより活動をする度にどの項目に計上すれば良いかが分かりづらいため、結果として自発的な活動意欲の妨げともなっている。また、市町の民児連事務局に民生委員等から複数の質問が届くほか、民生委員等に分かりやすく説明するため、独自に活動記録の説明資料を作成・配布せざるを得ない市町もある等、事務負担の増大にもつながっている。

加えて、細分化されている項目の活用状況や、その数値に基づき、どのような課題が見え、その結果を元に施策の改善などにどのように結び付けられているかについて確認できない等、報告の必要性に対する意見を民生委員等からも頂いている。

そのため、特に活用が明確にされていない数値であるならば、民生委員等の負担軽減の観点から、区分を統合するなど全体的な改善が必要であるとともに、民生委員等に毎月の活動報告を依頼するためにも、報告数値の必要性や活用状況について明確に示す必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県内市町において、現役の民生委員等から「報告を元にした改善事例などが見えず、当該報告がPDCAにつながっていないため、何のために報告するのかわからない」との意見書をいただいている。
また、新任の民生委員等に対する当該活動記録についての説明において、内容が煩雑であるため、説明にかなりの時間を要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当該活動記録の記入の負担軽減により、民生委員等の活動の妨げとなる要因を除くことができる。
また、自治体職員の集計作業、説明負担、報告の負担軽減にもつながるとともに、直感的に記録できる区分になれば、説明資料の作成が不要となりコスト削減にもつながる。

根拠法令等

統計法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、福島市、日立市、小牧市、堺市、芦屋市、岡山県、山口県、長崎市、八代市、特別区長会

○当市においても、民生委員等の活動記録の記入が負担になっている。記入方法について研修などで説明を行ってはいるが、記入する区分の誤りも多く、集計する単位民児協の長や市民児協事務局にも負担がかかっている。民生委員等の活動の負担軽減にも提案市と同様に報告書の簡素化を求める。

○民生委員等の活動記録の項目が簡素化されることで、必要な支援活動に時間を充てることができると共に、負担感の軽減による人材確保にもつながる。

○令和7年度から LOGO フォームを活用した活動状況の報告を取り入れているが、報告項目が多すぎるため、回答の画面が分かりづらく使いにくいとの意見が多数あった。報告項目自体が多すぎ、操作を煩雑にしていることで ICT 化の妨げにもなっている。

○当県においても、県民児協事務局や市町村において、単位民児協の要望を受けて活動記録の書き方に関する個別研修を実施している。活動記録の項目が分かりづらいことによる、民生委員や事務局及び市町村の負担は大きいものと思われる。

○当市においても、委員から福祉行政報告例の分類に関する質問が多数寄せられているほか、新任委員に対し、研修内で計上方法について丁寧に説明する必要が生じている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	300	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童養護施設の職員配置基準における非常勤職員の常勤換算化の導入

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、川西市、三田市、宍粟市、播磨町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童養護施設等の小規模化・地域分散化に必要な不可欠な人材確保のため、児童養護施設の職員配置基準において非常勤職員の常勤換算化を導入すること。

具体的な支障事例

【現状】
児童養護施設など児童福祉施設の設備及び運営については、児童福祉法第 45 条の規定により都道府県が条例で基準（最低基準）を定めなければならないと規定されており、そのうち配置する従業者及びその員数（職員配置基準）は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「従うべき基準」とし、具体的には同基準第 42 条等で規定されている。
しかし、配置する職員の勤務形態（常勤、非常勤）については、明確に定められていない。

【具体的な支障事例】
児童養護施設では早朝や夜間において特に処遇業務量が多くなるが、人材確保が厳しい施設では常勤職員が分割勤務等の不規則な勤務体系で対応するしかない状況も生じるなど、特に常勤職員の負担が増加している。不規則な勤務体系は常勤職員の離職の一因ともなっており、人材確保にも影響が及んでいる。また、身近な存在である職員の離職が入所児童に与える心理的影響も小さくない。
本件については、介護施設や保育所における職員の取扱いと同じく、職員配置基準において職種や要件を明確化することで、非常勤職員を常勤換算化できるといった柔軟な対応を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県の児童養護施設関係団体より、人材確保の充実に向けた対策の1つとして、常勤換算化導入について要望を受けている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

非常勤職員（短時間勤務）の常勤換算を導入することで、特に分割勤務等による常勤職員への負担の軽減が可能となり、人材不足解消の一助となるとともに、入所児童の心身の健やかな成長にも寄与する。

根拠法令等

児童福祉法第 45 条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、相模原市、長野県、大阪市、奈良県、熊本市

- 児童養護施設の人材が確保されていないため、本来児童養護施設に入所すべき児童を一時保護している。これにより一時保護所の定員超過が生じている。
- 人材不足解消の一助となるとともに、入所児童の心身の健やかな成長にも寄与する。
- 人手不足のなか、職員の産休・育休代替者の確保や、急に職員が退職した際の必要配置職員の確保が難しく、常勤職員に限らないより柔軟な職員配置が可能となるよう求める声を施設から聴取する機会が多い。
- 児童養護施設における人材確保・定着は課題となっているが、断続的な勤務体系は敬遠される一因であると考えられる。職員配置基準は、特定の職員の負担によって維持されるものではないことから、多様な働き方を希望する人材を積極的に活用できる仕組みが必要である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	322	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

出生届に係る氏名の振り仮名の法務局への受理照会中における児童手当制度等の取扱いの明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍法の一部改正により、自治体にて氏名漢字の振り仮名を審査する必要性が生じ、特に法務局への受理照会を行った場合に相当程度の期間を要することとなることから、子の出生後に速やかに実施すべき他の制度の手続きが停滞することが懸念されるため、以下の措置を求める。

①戸籍法改正により影響を受ける制度の手続きについて、国において漏れなく点検し、適切な手続きを行うことができるよう周知いただきたい。その上で、出生届の正式な受理に期間を要した場合に、届出者に不利益を及ぼすような制度があれば、不利益を及ぼすことのないよう制度を見直していただきたい。

②少なくとも児童手当については、受給照会中であっても並行して手続きを進めることができるようにするなど、認定請求時の事務の取扱いについて明確化し、全国の市区町村へ通知することで周知徹底を図っていただきたい。併せて、通知が市区町村の戸籍担当にも確実に行き届くように、法務省経由で市区町村の戸籍担当へも送付していただきたい。

また、受理照会中で住民票未作成の場合に児童手当の認定請求等が認められないのであれば、請求が遅延したとしても、遡及しての手当受給が可能となるよう制度を改善していただきたい。

具体的な支障事例

令和5年6月、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が成立し、令和7年5月26日施行予定である。この改正により、市区町村の戸籍窓口に出生届が提出された際、出生子の氏名漢字の振り仮名が「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるもの」であるかどうか、市区町村で審査することが求められている。審査としては、届出人から疎明資料を提出する等により当該振り仮名と漢字氏名の関係性を立証させることが想定されているが、提出物によっても振り仮名が適正かどうか判然としない場合、管轄法務局へ受理照会することとされている。

従前から氏名で用いることができる漢字には規定があったが、読み方には規定は存在しなかったため、氏名漢字と関連性のない読み方や、いわゆるキラキラネームと称される名付け方をされた出生届であっても支障なく受理することができた。

しかし、法改正後は氏名の振り仮名の審査でかなりの時間を要することが予想される上、届出人が提出した資料によっても当該振り仮名を認められるか疑義が発生し、管轄法務局へ受理照会するケースが増大すると懸念している。出生届について法務局へ受理照会した場合、法務局から回答が来るまでの間は出生子の住民票記載をすることができず、住民票を作成できなければ、児童福祉等の基礎的な行政サービスを十分に享受できない恐れがある。特に児童手当は、出生の日の翌日から15日以内に認定請求または額改定請求（以下「認定請求等」とする）をしなければならず、仮に請求が遅れた場合は、遅延分の手当が受給できなくなる。

現行の児童手当の制度では、仮に住民票が未作成であったとしても、認定請求等が認められる余地があるのかもしれないが、この取扱いが全国の市区町村で共有されているか不透明である。出生届は里帰り出産により住

所地以外の市区町村へ提出されることも少なくなく、受理照会に先行して住所地での認定請求等の手続きをするよう届出人を誘導する必要があるれば、この取扱いについて戸籍担当も含めた周知が求められる。

現行法では、出生届の受理照会案件はほとんどないが、法改正後は急増することが予想される。児童手当は請求が遺漏した場合に遡及しての受給ができないため、受理照会中にどのように対応すべきか不透明な部分が多く、周知不足が原因で請求案内の遺漏や誤案内が発生することが懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童手当等の基礎的な行政サービスについて、案内の行き違いや受給遺漏を抑止することができる。

また、児童手当等について、遡及しての受給が可能となれば、制度の建付け上の問題で手当受給ができなくなる人を救済することができる。

根拠法令等

戸籍法第3条、児童手当法第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、館林市、銚子市、燕市、浜松市、豊橋市、豊中市、羽曳野市、兵庫県、養父市、安来市、久留米市、佐世保市、鹿児島市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	334	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

障害児通所給付の更新時における障害児又は保護者との面談を電話での聴き取り等による対応でも可能とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

障害児通所給付の決定事務について、更新を行う場合、障害児又は保護者に対して職員による面接を求めているところではあるが、障害児の介護を行う者の状況や、置かれている環境が新規申請時もしくは、前回の更新時から状態に変化がない場合等については、電話での聴き取り等による対応を可能とするなど、要件の緩和を求める。

具体的な支障事例

障害児通所支援の決定事務については、児童福祉法第 21 条の5の6において、障害児または保護者に面接を求めることとされているところではあるが、就労等のため、保護者は、開庁時間内に区役所への来庁が困難な場合がある。

一方で、国において「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、自治体の行政手続効率化と国民の利便性向上のため、行政手続きのオンライン化推進の方針を示しているところであり、本市においても国の方針及び本市の「行政手続オンライン化計画」に基づき、障害児通所給付の決定事務について、オンライン化の検討を行っているところではあるが、法令上、必ず面接を求める規定になっていることから、来庁せずに手続きが可能となるオンライン化が実施できず、行政サービスの向上に繋がっていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

平日の日中に仕事が多忙で有給が取れず、更新の期日までに役所に来庁ができない等の声をいただくことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

要件を緩和することにより、障害児通所給付の更新事務のオンライン化が達成でき、更新の申請の際に保護者は区役所へ来庁をせずに手続きができるようになるとともに、区役所の業務が軽減され、相談業務等のコア業務に注力することができるようになる。

根拠法令等

児童福祉法第 21 条の5の6第2項、第 21 条の5の7第8項、児童福祉法施行規則第 18 の7、第 18 条の 17

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、花巻市、宮城県、瑞穂町、浜松市、兵庫県

○障害児通所支援については、就労している保護者が多く市役所開庁時間内の来庁が難しいという意見をいただくことがある。また、保護者自身がなんらかの障害を持っていることで来庁が難しい、また児童の障害特性により、申請手続きのために家を空けることが難しい事例がある。年々サービス利用者が増加しているが、決定事務については、障害児又は障害児の保護者との面接をすることが障害児通所給付費に係る事務処理要領にも定められていることから、保護者の利便性の向上につながる対応が難しい状況にある。

○現状では、更新申請での来庁時に聴き取り調査を行っているが、電話聴取が可能となれば事務負担の軽減が図られ、保護者等の利便性向上につながる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	335	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

生活衛生関係営業施設に係る開設届等のオンライン化

【提案と類似の支障を有する制度等】

病院・診療所・助産所の開設、認定こども園の認定申請等（名古屋市／こども家庭庁、厚生労働省）

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活衛生関係営業施設に係る開設届等の手続きについて、免許証の紛失時には財団法人理容師美容師試験研修センターへ書面による照会確認をすることとなっているが、これを廃止し、オンラインで確認できる仕組みを構築するとともに、添付書類については、自治体の判断により写し（電磁媒体含む。）の添付が可能であることを通知等により明確にすることを求める。

具体的な支障事例

例えば、美容師法に係る届出について、美容師法施行規則第 19 条第2項に、美容所の開設の届出書には、「美容師につき、（中略）医師の診断書を添付しなければならない。」とある。また、平成 11 年9月 28 日付厚生省生活衛生局長通知「美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底について」の第1項に「美容師である従業者については免許証による資格の確認を徹底すること。」とあり、行政手続きのオンライン化を進めるにあたり、紙媒体の原本の添付や、原本確認が支障となっている。また、同通知に「紛失等により免許証の確認が困難な者については（中略）財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、（中略）文書をもって照会確認を行われたいこと。」とあり、この手続きがオンラインにより実施できれば業務の効率化につながる。国家資格等・情報連携システムの運用が開始したことに伴い、マイナポータルによる申請が行えるようになったことも踏まえ、生活衛生関係営業施設に関わらず、開設届等の手続きの際に資格を証明する免許証の提示を求める手続きについて同様に見直しをしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンライン化により、申請・届出者が紙媒体の添付書類を別途提出せず電子上で完結するため、負担が軽減され、利便性が向上する。電子媒体と紙媒体の異なる媒体による届出文書の事務処理が、電子に統一されることによって事務処理の効率化が図られる。

根拠法令等

美容師法第 11 条、第 12 条、美容師法施行規則第 19 条、第 20 条、美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底について(平成 11 年 9 月 28 日付厚生省生活衛生局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪府、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市

○諸手続きの添付書類について、自治体の判断により写し又は電子媒体とすることができることを通知等により明確にしていきたい。手続きの電子化を進めるに際し、届出をオンラインで行っても、添付書類である医師の診断書は原本を別途郵送してもらう等の対応をとらざるを得ず、手続き円滑化の阻害要因となっている。

○理容所、クリーニング所、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者に係る申請・届出、病院・診療所・助産所の開設、施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)の開設及び変更、業務開始の届出(出張のみのあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう)、衛生検査所の登録申請、歯科技工所の開設の申請、認定こども園の認定申請についても、医師の診断書等の原本添付や免許証等の原本確認を求めているため、写しの添付(原本確認を要しない)を可能とするよう明確化を求める。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	340	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分や遺族年金等に限定し、老齢年金の本体部分等は公的年金控除の対象外とするよう法改正を行う。

具体的な支障事例

申請者が老齢年金を受給している場合、法令上年金額を上回る手当額のみ受給可能である旨を説明しているが、公的年金の中でも取り扱いに差異があることなどが原因で合理的な説明が難しい状況である。

具体的には、障害基礎年金を受給する場合、子の加算部分のみが比較調整対象になることが挙げられる。子の加算部分に限定した法改正の根拠には「就労ができなくとも、手当額から控除される」状況を回避するためとあるが、老齢年金を受給中の場合にも同様のことが言えると考ええる。

また、老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことから、児童扶養手当及び公的年金が「稼働能力の低下に対する所得保証」であり、趣旨が重複しているため控除の対象とするとの考え方は、制度の変遷の中で矛盾を生じる原因となっている。

老齢年金のみで生活をしている場合、その総所得金額は児童扶養手当の所得制限限度額を下回る金額で生活をしている場合が多く、老齢年金のみでこどもの養育をするのに十分な手当が支給されているとは言い難い。そのため、児童扶養手当の所得制限限度額の趣旨も考慮して、実態に則した手当額の算定をすべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

老齢年金の受給額が児童扶養手当を上回る場合に手当が停止することに対して、受給者が趣旨を理解できず、審査請求に発展している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公的年金の中での取り扱いの差異が解消され不公平感がなくなり、かつ、受給者への合理的な説明が可能になる。

老齢年金のみの受給で、総所得金額が所得制限限度額を下回っている受給者に手当が支給されることで、本来に必要とする市民への手当支給が可能になる。

根拠法令等

児童扶養手当法第13条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、館林市、柏市、浜松市、富士市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、養父市、宍粟市、高知市

○老齢年金を繰り上げて受給していることが後から発覚した養育者から、過払い分を返還してもらおう事案があった。返還を求めている中で、「なぜ併用ができないのか。生活に困っているのに、返還なんて難しい。今後どうやって生活していけばいいのか。」という話になった。確かに、老齢年金は子どもの養育のために受け取っているわけではないので、検討が必要と感じる。

○対象児の母が離婚後に子を監護していたが、母の養育放棄により対象児の祖父母が孫を監護しているケースで、受給者である祖父が老齢年金を受給したために、年金併給の調整により手当が全部停止になった。かつ、年金受給の届出が受給開始から約一年経過していたため、年金の受給開始に遡って手当返還の必要が生じた。分割での返還を予定しているが、年金収入をもとに生活しており、対象児の生活費や進学に係る費用についても負担しなければならない状況のため、返還が困難な状況になっている。

○提言が実現することにより、実態に則した手当の支給が可能になる。

○直系の4等親内の親族のひとり親等（例：祖母）が老齢年金を受給し、児童を監護している者の児童扶養手当支給額の算定は、老齢年金以外の収入、所得額を算定する等に、規定の変更を願いたい。老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことは、原提案と同意見である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	352	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し
【提案と類似の支障を有する制度等】 災害援護資金（岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府）

提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会
--

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要性が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】 令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望においても引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」（令和6年11月14日）の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」（令和6年7月）で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。 【現行制度】 都道府県等（都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。）は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等（財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を支払っている。 指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収（不正利得の徴収）を行うこととなっている。 市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。 【支障事例】 当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求
--

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費（約2億円）の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となって

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となったが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考え。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することになってしまう。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	364	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

災害時情報共有システムの対象施設の拡大

提案団体

熊本県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

災害時の情報収集について、保育所や認定こども園（幼稚園型を含む）、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得するようご対応いただきたい。

具体的な支障事例

- ①県や市町村では、保育所や幼稚園を同一の部署で所管している場合もあり、施設ごとに報告方法が異なるのは、職員の混乱を招く。
- ②災害時情報共有システムでは、施設が被災状況を入力すると、市町村、県、国の3者が災害状況をすぐに把握できるが、幼稚園の場合は園→市町村→県→国と順にメール等で報告していくため、被災状況の把握に時間を要する。また、職員の報告に要する事務作業が発生する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園や保育所、認定こども園等園の形態に関わらず統一した報告方法となることで、災害時情報共有システムの利便性がより高まり、災害情報の迅速な収集及び事務効率化を図ることができる。

根拠法令等

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和6年 11 月6日付こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、ひたちなか市、小牧市、岡山県、佐賀県

- 災害発生時に災害対応機関が横断的に共有すべき災害情報を共有のシステムで集約することにより、被災状況等を早期に把握することができる。
- 提案団体同様、幼稚園についての災害時の被害報告については、メールで照会を行っている現状あり。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	396	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し

提案団体

厚沢部町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

求める措置の具体的内容

一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当町では、「ふるさと住民登録制度」に掲げられる二地域居住等の推進のために、児童福祉法に規定される一時預かり支援制度を利用した「保育園留学」を実施しており、他地域で保育園等に通園する乳幼児を当町の幼保連携型認定こども園にて短期間で受け入れている。

一時預かり支援事業の実施に係る子ども・子育て支援交付金の算定については、「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和7年4月3日第七次改正成事第169号）」で示されているところ、一時預かり支援事業の利用者数の実績に基づいて算定がなされている。

【支障事例】

「保育園留学」を進める上で、一時的に通園することとなる乳幼児への手厚いフォローが必要であること、また、通園する乳幼児の人数が短期間で変動し、乳幼児数の見通しを立てることが難しいことから、一時預かり保育をするにあたっての保育士の配置が、「一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日文部科学省、こども家庭庁通知）」に規定される配置基準に比べて多く配置する必要がある。

「保育園留学」の実施に当たっては上述のとおり、通常の一時預かり事業よりも職員を多く配置する必要があることから、通常の一時預かり支援事業よりも児童一人あたりに要する費用が多くなるところ、一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金では保育園留学に係る状況を反映した算定がなされないため、今後「保育園留学」を実施して二地域居住を進める上での支障となるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

すでに保育園留学を実施し4年目を迎えているが、年間160組程度を受け入れているため、現場として必要性を把握している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実現することにより保育園留学や二地域居住が促進されるとともに、安定的に保育士を確保することに繋がる。

根拠法令等

児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第2号
一時預かり事業実施要綱(令和6年3月 30 日文部科学省こども家庭庁通知)
子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和7年4月3日こども家庭庁通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

—